

## 町政への意見・提案 「まちのこえ」制度が 始まります

町民の皆さんの町政への参加を図り、開かれた町政をより一層推進するとともに、行政施策の充実に資することを目的に、広く町政に対する建設的なご意見、ご提案などをお聴きする制度です。

お寄せいただいたご意見、ご提案などは、関係する部署で共有し、今後の町政運営の参考とします。また、必要に応じて関係部署で対応（回答、確認、調査、対処、供覧など）します。

### ▼受付方法

- ① 投書箱（公共施設に設置）  
役場本庁舎、国府支所、子育て支援総合センターめばえ、ふれあい会館、福祉センターさざれ石、世代交流センターさざんか荘、障害福祉センターすばる、図書館、生涯学習館
- ② 郵送
- ③ 町ホームページ

### ▼注意事項

回答を希望される方は、住所、氏名、連絡先（電話・メールアドレス）を必ずご記

入ください。

匿名（住所・氏名の空欄、記入漏れの場合など）の場合は、回答できかねますので、ご了承ください。

メールアドレスや電話番号のみの記入の場合には、匿名扱いとさせていただきます。

お寄せいただいたご意見等について、記載された内容の詳細を確認するため、担当部署からご本人様へご連絡させていただきます。左記に該当する場合は、お答えできませんのでご注意ください。

- 町政に直接関係のないご意見やご質問
- 個人や団体を誹謗中傷するものや名誉を毀損するもの
- 企業などの宣伝活動や営利目的に関する内容と判断されるもの
- 公序良俗に反するもの
- 同一の方からの同一趣旨の複数回のご意見・ご提案
- その他抽象的なご意見等



問 政策課

☎内線 207

## 「こども医療費助成の対象を18歳までに拡充します

こども医療費助成の対象年齢を18歳まで（※）に拡充します。対象の拡充に伴い、名称を「小児医療」から「こども医療」に変更します。

※「18歳まで」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までのことです。

▼実施時期 令和5年4月診療分から

（令和5年4月以降に医療機関を受診した際の保険適用の医療費が対象）

▼申請方法 対象となる方には申請書を送付しますので、必要書類をご準備いただき、子育て支援課に提出してください。

※記入漏れや必要書類の不足がないようご確認ください。

### ▼必要書類

- ・こども医療証交付申請書
- ・お子様の健康保険証（コピー可）。なお、町の国民健康保険に加入されている方は不要です。

・申請者、配偶者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカードなど）

医療証は申請書受理後に郵送します。医療証が届くまでの間に医療機関を受診された方は、医療証がお手元に届き次第、払

い戻しの手続きを行ってください。

※他の医療費助成制度を受給している方は対象外です。

### 医療証が新しくなります

現行のハガキサイズからカードサイズに変わります。4月1日から対象となる方、再交付の方などは、カードサイズで交付します。

なお、現在、医療証をお持ちの方については、お子様の誕生日に新しい医療証を送付します（申請不要）。

また、古い医療証は、役場本庁舎または国府支所へご返却いただくか、個人情報にご留意の上、ご自身で裁断して破棄をお願いいたします。

問 子育て支援課 ☎内線 305



## 大磯駅前洋館の 活用事業者決定

大磯駅前洋館（国登録有形文化財建造物「旧木下家別邸」及び新館）の借受人（活用事業者）を選定委員会において決定しました。（応募1者）

町では、決定事業者と建物の賃貸借契約を交わし、令和10年7月まで貸付を行います。

事業者によるさらなる事業の発展にご期待ください。

### ▼事業者の名称

インターナショナル青和(株)

### ▼予定される事業内容

レストランや結婚式場、イベント施設など

問 都市計画課 ☎内線 242

